

第4章 スポーツ・レクリエーションの振興

- スポーツ行政の方針と施策

※本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、「盛岡市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成23年条例第48号）」を制定し、平成24年度から、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとしている。

（1）スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

（2）文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

平成 28 年度スポーツ行政の方針と施策

「スポーツの力が盛岡の未来を創る」を基本方針として、すべての市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じて健康でいきいきと暮らすことができる盛岡のまちづくりを目指し、盛岡市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの推進を図る。

平成 28 年度の主な重点・主要施策は、次のとおりである。

- 1 スポーツを「する」環境づくり
 - (1) ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進
 - ア 次世代体力・運動能力向上プロジェクトの実践
 - イ 盛岡・北上川ゴムボート川下り大会の開催
 - ウ 啄木の里ふれあいマラソン大会の開催
 - エ スポーツ施設予約システムの構築
 - (2) スポーツ施設の整備充実
 - ア 都南東部地区へのスポーツ施設の整備
 - イ アイスアリーナの総合アリーナ化
 - ウ 市営野球場の整備
 - エ 浜民運動公園整備事業
- 2 スポーツを「支える(育てる)」環境づくり
 - (1) スポーツ団体等との連携強化
 - ア 総合型地域スポーツクラブ設立に向けた取組
 - イ 新たなスポーツ推進体制の構築検討(スポーツツーリズム)
- 3 2016「希望郷いわて国体」・「希望郷いわて大会」への取組
 - (1) 市民協働による開催準備
 - ア ボランティア受け入れ体制の整備
 - イ 積極的な広報活動の展開
 - (2) 開催関連施設の整備
 - ア 総合プール屋外プールの仮設による改修